

## 千曲市部落差別の解消に関する啓発及び教育等基本方針

令和3年6月10日

### 〔基本方針の趣旨〕

日本国憲法では、すべての国民は法の下での平等であり、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されています。

千曲市では「千曲市差別撤廃人権擁護条例」を制定し、あらゆる差別のない明るい千曲市の実現を目指すため、「人権とくらしに関する総合計画」を策定し、人権啓発活動・教育等を推進しております。

しかしながら、現在もなお、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題が潜在化しており課題となっています。特に、同和問題は日本国特有の問題であり、歴史的過程において形成された身分差別であり、重大な人権侵害です。そのため、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて必要な施策を推進するための基本的な事項を定めます。

### 〔同和問題への認識〕

同和地区の生活環境の向上を阻む諸要因を解決するため、同和対策審議会答申（昭和40年）を受けて制定された同和対策特別措置法（昭和44年）の施行により、道路の改良・農地基盤整備・下排水路整備等の公共事業が施工され、同和地区を含む周辺地区の環境改善に多大な効果がもたらされました。その結果、実態的差別は大きく改善され、平成14年（2002年）3月には特別対策も終了し、必要な事業は一般対策へ移行されました。

しかし、現在もなお、結婚問題等を中心に心理的な差別意識がいまだ根深く存在し、近年では、インターネット等の情報化の進展に伴い差別は、潜在化、陰湿化している現状です。

このような状況の中、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が平成28（2016）年12月に制定され、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることと明記されました。この法律の趣旨を踏まえ、部落差別のない社会の実現に努めます。

### 〔基本的施策〕

#### ●人権同和政策

##### (1) 啓発事業

同和問題を解決するためには、市民一人ひとりが同和問題を自らの課題として受け止め、歴史的経緯を正しく理解し、差別は許されないものと認識することが重要です。そのため、同和問題への正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進し、市民の人権意識の高揚を図ります。

(2) 支援・相談体制の強化

同和問題による人権侵害への支援・相談体制を強化し、関係部署等と連携しながら、差別解消に向け取り組みます。

(3) インターネットを利用した差別事象への取り組み

近年、情報化社会の成長により、インターネット上での差別表示等に関わる事案が掲載され、陰湿な人権侵害につながる行為が発生しています。国や県等の動向に注視し、県や他自治体と連携しながら適切な解決に努めます。

(4) 個人や法人等の情報の保護

「個人情報保護条例」に基づき公開ができないとされた情報の保護に努めます。また、「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」については適正に運用します。

(5) 関係団体との連携

関係団体との懇談会等を開催しながら同和問題の現状を把握し、情報共有に努めます。

(6) 人権ふれあいセンターでの取り組み

地域社会の福祉を増進し、住民の生活改善及び向上を図るための人権啓発に関わる拠点施設として、同和問題への解決に向けた啓発活動を実施します。また、センター職員の資質向上を図り、関係部署と連携しながら相談体制の充実に努めます。

## ●人権同和教育

(1) 学校人権同和教育

国では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。また、県では平成 22 年に「長野県人権政策推進基本方針」を策定し人権同和教育を推進しています。

小・中学校の教育活動では、児童生徒の発育段階に合わせ、人権尊重の視点を取り入れた指導計画に基づき実践していきます。同和問題については歴史的経緯を正しく理解し、差別を許さない人権尊重の教育を進めます。

また、市内小中学校の教職員を対象とした同和問題に特化した研修会を実施し、知識の向上に努めます。

## (2) 社会人権同和教育

同和問題の解決には、歴史的経緯を正しく理解し、差別の現状についての認識を深めることが重要です。そのため、市民の人権意識の向上を図るべく地区単位での人権教育及び啓発活動を推進し、差別のない地域づくりに努めます。

また、地域や企業等での同和問題による事象が発生しないよう、人権同和教育及び啓発活動に取り組めます。